議 長 休憩を解いて再開いたします。

(10時50分)

引き続き、一般質問を行います。受付番号第9号 小澤啓司君の一般質問を 許します。登壇願います。

8 番 小 澤 最後の一般質問になりますので、もうしばらく御辛抱をいただきたいと思います。

第9号、質問議員8番 小澤啓司。件名、国民健康保険事業の都道府県化を問う。

2013年に「社会保障制度改革推進法」が成立し、国民健康保険事業も2018年度から都道府県化が決まっている。行政や町民への影響が大きいと思われるので、このことについて質問します。

- (1) 都道府県化が施行されると、次の事項はどのようになるのか。
- ①運営主体や財政責任はどこになり、保険料や医療給付費はどのようになるか。
 - ②町民への説明は、いつごろ予定されているか。
- (2) 都道府県化により医療給付費の抑制強化が予測され、県が薦めている 未病対策や健康寿命の延伸が重要な課題になってまいります。現在行われてい る各種健康体操を発展的に拡充し、健康保持増進を図るためにも、旧松田土木 事務所跡地の施設を活用できないのか。

よろしくお願いします。

町 長 それでは、小澤議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、最近の松田町の国保運営の状況から御説明をさせていただきます。松田町の町民の約3割弱の方々が国保加入者でございまして、その半分以上が60歳以上という状況でございます。これは、60歳未満の方の多くが会社等の保険に加入していますが、定年退職後に社会保険から国民健康保険へ切りかえをされております。加入者は、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、60歳未満では被用者保険に加入できない失業者、非正規雇用者、長期療養者などの方々が加入しておられます。歳入では、人口減に伴い加入者が減り、さらに景気の低迷により所得が減少し、国保税にも影響し、国保税が伸びない状況になっております。

これに対し、歳出では高齢化や医療技術の進歩等に伴い医療費は増加しつつあり、一般会計からの法定外繰入によって収支のバランスを保っているのが現状で、財政運営は、ある程度の繰越金が出るものの厳しい状況には変わりはございません。

こうした中、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保するため、平成24年度に国保税の税率の改定を行いました。また、将来の医療費を減らす目的といたしまして、生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導事業を行い、病気の早期発見・早期治療に取り組んでいるところでもございます。

そういった状況の中で、国では、社会保障制度改革の一環で「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」を平成27年5月に成立させ、平成30年度から都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保運営を担うこととなっております。つまり、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなりました。

その概要を申し上げますと、町が一定の保険税相当額を県に納めることにより、県は責任を持って市町村に保険給付費を支払うこととなります。町といたしましては、県に納税する納付金相当額を国民健康保険税をもって確保しなければなりませんが、たとえ保険給付費が高額になったとしても、県が責任を持って確実にその財源を市町村に支給していただけるということで、小規模な市町村にとっては大変メリットがあるものと思っております。都道府県に移管されることにより、小規模な保険者にあっては運営の安定化が図られ、今後も国保のサービスが継続できるとともに、県が新たに設ける財政安定化基金を活用することで、一般会計からの法定外繰入金の必要性が解消されることと、毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和が図れることと、全国統一の標準システムを導入することにより、市町村の事務遂行の効率化・コスト削減が図れることとなります。

現在、県と市町村で、国保運営に当たっての役割ごとのあり方について「国 保制度改革県・市町村の準備会議」と称した会議の中で議論をしているところ でございます。そんな中で、市町村として一番気になりますのが、県にどのく らいの納付金を納めるかでございます。その額によっては、現在の保険税率を 見直さなければならないことも予測されます。それぞれの市町村ごとの保険税 の算出方法や率が違い、年齢層と医療水準、収納率などもさまざまでございま す。そういった状況の中で、納付金と標準保険料率を算定すべく作業をしてい るところでありまして、医療水準や所得水準、収納率、世帯数、加入者数など など、さまざまな要素を加味して算出されることとなります。この秋には、納 付金と標準保険料率の算定方針や算定係数が出されますので、その結果をもっ て町の国保運営協議会や議会の皆様方の御意見を聞かせていただき、町として の方向性を出したいと考えております。また、県へ移管するための業務の見直 しによる税制改正につきましては、平成29年度中に行うこととなっております。

次に、「町民への説明は、いつごろ予定されているか」の御質問にお答えをさせていただきます。先ほど説明をさせていただきましたが、制度上では、都道府県の役割、市町村の役割は決まっているものの、納付金がどのくらいになるのか、支払方法はどうなるのかなどなど、具体的なものについてはほとんど決まっておりません。被保険者にあっては、保険税は町が決定し町に納めること、高額医療費などの支給についても町が決定し町がお支払いをするということで、被保険者としての手続的なものは今とは変わらないこととなります。

8月に行われました県の説明では、県による運営方針の決定が平成29年9月になっていることから、市町村からは条例改正や予算、議会の対応があるのでスケジュールにおくれが出ないように、また、市町村間で住民説明に相違が出ないようQ&Aを作成することを求めたと担当から聞いております。よって、現時点では、住民に対しての具体的な説明をする情報はございませんが、県のスケジュールからいたしますと来年の4月以降には何らかの方法で説明ができると考えておりますので、県・市町村と足並みをそろえた中で速やかに広報活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

それでは、2つ目の御質問についてお答えをさせていただきます。議員のおっしゃるとおりに、国民健康保険事業の都道府県化に当たり、県が各市町村に 医療費の抑制強化を求めてくることは当然のように予測されます。そこで、医療費の抑制効果が期待される事業といたしましては、生活習慣病予防のための 特定健診や特定保健指導並びに、がん検診による、がんの早期発見と早期治療がございます。まずは、病気にならないようにふだんから予防に取り組むことが第一であり、次に、病気になった場合の早期発見・早期治療が大切でございます。同じ病気になっても早く発見し、治療すれば医療費は安く済み、治らない病気であったにしても、早期に治療を開始することで、重篤化することを防ぐことも医療費の抑制につながります。

そんな中の予防のために県が進めている未病対策があり、当町では、国の地方創生交付金を活用し、健康福祉センターの2階に血圧計や体組成計、骨密度測定装置などによる「未病の見える化コーナー」を設置し、必要に応じて看護師等によるアドバイスを受けられるようにするとともに、年に数回、測定会等のイベントを開催し、未病の改善、健康増進について啓発を行ってまいります。町民の方々にふだんから健康について意識をしていただき、自分の目で数値を見ることにより、健康状態が確認できる環境づくりを進めてまいります。がん検診におきましては、病気の早期発見・早期治療につながるよう、また、特定健康診査におきましては、生活習慣病の予防が図られるよう、それぞれ検診等の重要性・必要性を周知して受診率の向上を図るとともに、特定健康診査受診後の保健指導を行い、生活習慣や食習慣を改善することで、生活習慣病の発症や重症化、合併症の予防につなげることにより医療費の抑制を進めてまいります。

現在、町が取り組んでおります具体策といたしましては議員のおっしゃるとおり、各種健康体操を行っております。介護予防といたしましては火曜体操会やひざ痛・腰痛の予防のための筋トレ教室、健康増進事業といたしまして生活習慣病予防教室等の事業を行っております。火曜体操会と筋トレ教室は町民文化センターの展示ホールで実施しており、1回平均の参加者は、火曜体操が約50名、筋トレ教室が約10名でございます。生活習慣病予防教室は、健康福祉センター等で実施し、参加者は約30名でございます。その中には、筋トレ教室のように、教室のOBを中心に自主的にグループをつくり、町民文化センターや地域集会施設等で筋トレを続けている方々もいらっしゃいます。今後、このようなグループがふえて、町の事業が発展的に町民の皆様に広がり、健康を維持

していただけることが医療費の削減にもつながると考えております。

また、新たに、平成28年3月に「まつだ健康体操」を作成いたしました。この体操は、童謡「ふじの山」の曲に合わせて行うもので、かながわ健康財団の健康運動指導士の監修のもと、松田町健康づくり普及員がつくり上げたもので、3月の広報でも紹介させていただきました。現在では、定例ウォーキングや生活習慣病予防教室、火曜体操の場で実施されており、10月10日に開催される「第10回スポレク祭」では、全体の準備運動として実施する予定ともなっております。この体操が町民に広がれば、さらに健康維持につながるものとも考えております。

このように、さまざまな運動教室や健康体操を実施する会場といたしましては、町民文化センターや健康福祉センター、地域集会施設、公園、運動場など、既存の施設を利用して実施しておるところでございますが、今後、参加者がふえ、会場が手狭になるようであれば、町民がより参加しやすい地元の地域集会施設や公園などを利用し、既存の施設での実施を考えているところでもございますが、議員から御提案をいただいた旧松田土木事務所跡地の施設の利用につきましては、健康増進のための施設として利用するのかを含め、町民の皆様方から広く御意見をいただきながら、有効な利活用をしてまいりたいというふうに考えてもおります。御提案、まことにありがとうございます。以上です。

8 番 小 澤

説明ありがとうございました。私も社会保障とか社会福祉が非常に不得手な 部分で全くの素人でして、私の隣にいる利根川先生あたりがですね、ベテラン ですから、私が質問するのもちょっと場違いかなという気もしますけれども。

ただ、最近のね、ここ2~3年のそういった社会保障関係の国の動きを見ていると、どうも社会保障・社会福祉というものが、そういった制度が骨抜きにされているんじゃないのか、そういう懸念が出てまいりまして、そこへこの国保の都道府県化。最初は、県に移れば、保険税がこういった町村部は安くなるのかな、非常にいいことだなと単純に考えておりましたけれども、これ調べてみるとそうじゃない。逆に、保険税の値上げにつながってくるのかなという気持ちが非常にあります。前回の一般質問の中でもですね、ちょっとこの都道府県化について伺ったところ、町民課長のほうから、保険税の削減につながると、

こういうような説明があったんですけれども、どうもその辺がおかしい。実際、 国保に関しますと、保険税の賦課限度額が段階的に引き上げになったり、ある いは70歳以上の窓口負担の引き上げだとか、高額療養費の支給基準を見直して いこうとかね、あるいは医療費の、病院の供給体制につきましても外来診療を 見直していこうとか、あるいはベッド数の削減をしていこう、入院期間の短縮 をやっていこう、医師の養成数を抑制していこう、こういった医療供給体制の 抑制策が打ち出されていたり、また、新しいところでは、今度の介護保険の改 正で要支援の1級2級は介護保険から町の事業に移しましょう。要介護1とか 2の人は、特別養護老人ホームへ入るには要介護3以上でないと入れませんよ とかね、非常に厳しい状況になってきている。また、後期高齢者医療、後期高 齢者支援金についても、ここで全面報酬制をとっていこうとか、また、生活保 護基準の段階的な見直しをしていこうとか、社会保障制度、あるいは社会保険 につきましても、何かこう、引き下げのムードになっている。これは、背景に は国の膨大な国家債務を抱えている中で、しかも景気低迷の中で税収が上がっ てこない。さらに、2025年度問題ということで、団塊の世代が75歳以上に到達 する。要するに、医療費がこれから急激に上がっていくおそれがあるというこ とで、この医療費をとにかく抑制していこうというのが今、一連の流れではな いのかなと。この都道府県化も、まさにそのものであろうと思っているんです けれども、これは先ほど町長の説明の中で、医療給付費の削減ですよという言 葉も使われていますんでね、そのとおりであろうと思っています。

そういう中で、今回の都道府県化が決まった。国の社会保障費による、国の財政負担の増加をいかに抑えていくのか。そういう中で、ふえ続けるこの保険給付費を何としても抑制したい、この波が一気に国の財政に影響を与えるようでは困るから、とりあえず都道府県で防波堤をつくってもらおうと。それが今回の都道府県化ではないのかなと思ってます。この中でね、国保関係で一つ大きな原則、応能負担の原則という言葉が打ち出されています。つまり、保険給付費は財源の範囲内にとどめるという一つの大原則が打ち出されているんですね。保険制度だから、収入と支出を、ここでバランスをとってしまう。そうしていかないと、国の持ち出しがどんどんふえていってしまうという、こういう

一つの大きな問題があって、したがって今回の都道府県化の中でも、先ほど町長、ちょこっと言いましたけれども、保険税がどうなるのか。上がるおそれが非常に大きいよと、こういうようなことを、心配があるんですけれども、まずその辺について私が思っていることが違っているのかどうか、その辺は担当課長、どうですか。

参事兼町民課長

保険税の関係でございますけども、保険税相当額を県に納めるというような ことになってございます。県に納める額については今、市町村と県で協議をし ているところで、その出し方として、県が財政運営をしていくに当たって、こ れだけ必要な額ですよというのを算出して、それを各市町村に案分というか、 配分するわけなんですけども、その中で所得水準とか収納率とか医療水準とか いろいろ係数をかけて、じゃあ松田町はこれだけだよという数字が出されるこ とになってございます。その数字がどのぐらいになるかによって、町としても 保険料の見直しというか、をしなければいけないなというふうに考えてはござ いますけども、ただ、必ずしも保険料値上げということではなくて、保険税相 当額、県に納める保険納付金相当額に見合った保険料にするということで、必 ずしも値上げということを前提としては考えてございません。県のほうとして も保険料について各市町村の財政状況を承知していることですので、無理なそ ういった保険料について、納付金については求めてこないというふうに私ども では考えておりますし、国のほうでもこの激減緩和のために平成35年度まで特 別財政安定化基金、特例基金というのを交付していただけるということになっ ておりますので、そういった意味では、そんなに極端に県のほうから大きな額 を求められるということはないのかなという気がしております。以上です。

8 番 小 澤

今、いみじくも激減緩和措置を国が用意してますよということは、そういう おそれが非常にあるということですよね。この都道府県化というのは、今、市 町村単位でやっているもの、今までの実績を、つまり保険税の額だとか、医療 給付費の額だとか、それから赤字部分の法定外繰入金だとか、あるいは町によ っては国保財調の取り崩し分だとか、そういったものをすべて県のほうに資料 を出して、そして県が各市町から集まったデータをもとに、要するに県として の給付に見合う保険税の収納必要額、つまり納付金がどれだけ必要なのかとい う判断をするわけですね。特に国保会計の場合は、全国でも半分ぐらいが赤字 決算をしていて、法定外繰入金を入れている。つまり、こういうものも含めた 中で、県全体としての給付費がどれだけ必要なのか。そこから、じゃあ松田町 が納める給付費といいますかね、要するに各市町村が県に納める納付金が全体 でどれぐらい必要なのか。その中から、松田町は総額これぐらいですよという 額が出てくるわけですね。それは当然、その町の所得水準だとか、要するに医 療費の水準だとか、あるいは収納率だとか、こういうようなものが絡んだ中で、 松田町はこれだけの額を納めてくださいよというふうになってくる。その総額 に基づいて町が、今度はいろんな国保の今までのシステムに乗じて率を出して いくんだろうと思うんですけれども。

今ここで、県のほうがというか、国のほうですね、その目標収納率というものを規模別に出していますね。松田の場合には1万人以上5万人以内の自治体ですよということで、たしか92%とか93%とか言ってます。ところが、27年度の決算資料で見ますと、松田町の収納率というのは、たしか83.9%ぐらいだと思います。つまり、県が求めているのは、さらに8%収納率を上げてくださいよ、いうことですね。これ、そうしていかないと松田町の納める納付金が、何ていうんですか、少なくなってしまう。これはやっぱり、総額は抑えられちゃっているんで、そこでさあどうするんだという話になってくると思うんですけど、そういうような理解でよろしいですか。

参事兼町民課長

収納率、今、言われた目標収納率というのは92%ということで出てございます。それで、町の収納率というのは、その83. 幾つというのは、現年度、滞繰分、合わせての数字でございますので、県のほうのこの比較では現年分、26年度でいえば94.53となっておりますので、県でいう目標収納率よりも上回っているということになります。以上です。

8 番 小 澤 現年度対比で言ってて、松田の場合には94.5%ある。27年度、今の話、26年度ということで、27年度も大体同じぐらいは大丈夫だよということですか。

参事兼町民課長 たまたま今、26年度と比較したのは、県が収納目標とする表の中の資料を使いましたけども、27年度の収納率については95.21%ということで前年よりも上回ってきております。この5年間ぐらいずっと収納率というのは右肩上がり

に幸いにも上がってきている状況でございます。以上です。

- 8 番 小 澤 私が危惧しているところが一つ取れましたんで、ちょっとほっとはしている んですけれども、松田町は医療費水準が高い。高いですね、この辺は。そうなってきますと、医療費水準が高くて、しかも赤字決算をしている中で、その赤字部分も、その部分も保険税をふやしなさいよということになってくるんで、保険税が上がっていくのかなという心配があったんですけども。そうすると今、課長のお話のように保険税の見直しがあったとしても、あったとしてもですよ、それほどのアップになる可能性というのは、今現在は少ないというように見てよろしいですか。
- 参事兼町民課長 先ほど申しましたけども、県の納付金がどのくらいになるのかによってということをお話ししておりますけども、ここではっきりどのぐらいアップするのか、現状のまま維持できるのかというのはちょっと、はっきりは明言はできないということでございます。
- 8 番 小 澤 平成30年の4月から都道府県化が始まりますよということですから、あと1 年半ですね。当然もう私は、県のほうからいろんな資料が来て、町は町独自と してそれに対するシミュレーション、試算をされているのかなと思ったんです けれども、先ほどの話ですと試算はこれからだというようなことですけれども、もう28年度もあと半年。そうすると、そのシミュレーションをやった結果というのは、これはいつごろわかるんですか。
- 参事兼町民課長 8月に県と市町村との会議がございまして、そのときに納付金標準保険料率 の算定に当たり、県で決定すべき算定方針及び係数についてということで、そこで基本的な取り決めがされました。それは数字ではなくて考え方としての取り決めでございますので、それで県はその考え方をもとに今後、この秋、秋といっても、もう秋なんですけども、その算定の作業に入っているということで、秋の後半ぐらいにはある程度、県のほうで数字が示されるものというふうに考えてございます。
- 8 番 小 澤 保険税のほうはそれぐらいにしておきますけれども。先ほど、都道府県化に なることによって、運営主体は県ですよ、財政責任も県になりますよ、法定外 繰入金も出す必要はなくなりますよ、こういう説明がされましたけども、そう

すると、例えば財政の問題で、県が、赤字が出た場合、これはその赤字部分については、市町村のほうには影響が出てこないというように見てよろしいんですか。

- 参事兼町民課長 基本的には、市町村のほうにその赤字分を求めるということは聞いてございません。県のほうでは、そういったための対応の基金を設けるということで聞いてございます。それで、仮に町が納付金を出て、剰余金が出た場合については翌年度の保険料で調整するというような形になってますので、たとえ県の部分が赤字になったからといって、それを、その赤字部分を市町村に求めることはございません。以上です。
- 8 番 小 澤 国のほうもですね、財政安定化基金として国保関係1,700億とかっていう数字が、聞いたこともありますけれども。ただ、県単位でやっていった中で赤字部分については国・県・市町村、3分の1ずつ負担しなさいよというような話もちょっと耳にしていますけれども、そういうことはじゃあ、ないということですね。
- 参事兼町民課長 今のところ聞いてございませんし、先ほど1,700億円という数字を言われましたけども、既に1,700億円、27年度で公費として各市町村に出ております。 それをさらに29年度で、さらに1,700億円、合わせて3,400億円が公費投入ということで国のほうではそれを各市町村に配賦するということでお聞きをしております。
- 8 番 小 澤 それから、これが都道府県化されることによって、松田町のメリット、これ は事務量ですね、こういうものがどれぐらい軽減されていくんですか。それと、 私は、都道府県化になるんだから、保険給付なんかは当然もう県が直接やって もいいんじゃないのかなと思ってますけれども、どうもその辺も今までどおり 町でやれというようなことで、事務量がどれだけ軽減されるのか。その辺はどうですか。
- 参事兼町民課長 事務量については、特に現段階では、正直言って見えない部分がございます。 それで、基本的には保険料の徴収と賦課については今までどおり。それと、高 額医療の保険給付費、給付の事務についても今までどおりということで、地域 住民との直接顔が見える関係というのは今までと変わってございません。ただ、

財政的な心配というか、それが少しは緩和されるのかなというふうに思っております。以上です。

8 番 小 澤

今のお話でね、事務量は今までとはそう変わらない。これは、ほかからも意 見が出てますけれども、これ二重行政になるんじゃないかと。県は県でやって、 本来なら、都道府県化になるんだから、そういった保険給付や何かは、もう県 が自動的に、自動的といいますか、県が直接払っていけばいいことじゃないの か。それまでも、町で今までと同じようにやれということは、その事務量の面 からいっても何もメリットが出てこない。今、課長が言われましたように、そ ういった財政的な不安がちょっと取り除かれるのかなという部分。だけど、こ の保険税が、今までどおりでいくのか、高くなっていくのか、その辺もまだわ からない。可能性としてはですね、やっぱり医療水準の高いこういう郡部はど うしても上がっていくのかなと。この辺で言いますと、やはり湯河原とか真鶴、 あるいは、今は山北なんか一番戦々恐々としてやってますね。どうなるんだろ うと。今までよりも、もっと上がっちゃうんじゃないかと。やっぱり保険税の 低いところ、この辺ですと開成町あたりは保険税低いんですけれども、こうい うところも、今までよりも場合によっては平準化に向けて少し上がってくるの かなというような、そういう心配をされているという声も聞きますけれどもね。 やはりこの辺は慎重に検討していただいて、やはりもしそういった急激な変化 があるようでしたら早目早目にですね、町民に対しての説明というものは必要 になってくるのかなと思います。ぜひ、その辺はお願いをしたいと思います。

それから、もう一点。こういった都道府県化につきましては、国保の運営方針というものが国の運営協議会で決められて、そして県におりてくるわけですね。そうなってきますとね、今まであった町の国民健康保険特別会計、これに対する議会が審議をしたり、あるいは議決をするということはどうなる、なくなってくるんですか。

参事兼町民課長

特別会計自体は、そのまま住民から保険税をいただいて歳入がございます。 歳出のほうでは、県に納める納付金がございます。それは今までと同じで、さ らに保険給付費にあっても、町が直接住民に納めるというような会計になりま すので、その会計がなくなるということはあり得ません。以上です。 番小 だって国の、要するに納付金がね、県のほうから、松田町は総額幾らですよ 濹 って、これが来ていて、そうすると、この額をいいとか悪いとかっていうのは 言えないんですよね。それで、その納付金をとるために、保険税をこうやって 決めましたよって。もうその納付金総額がぼんと来てるんだから、それを集め るための保険税を各世帯に対して、こういう形でやりましたよと。そのやり方 に対してはあるかもしれないけど、その納付金そのものに対して、いや、これ 多すぎるから減らすとか、そういうような話はできないわけなんですね。これ は町もできない、そして、国の方針で来てるんだから、県も、じゃあそこをち ょっと直しましょうということもなかなか難しいのかなと思うと、運営主体が 県に行っちゃったんだから、そういう面では仕方ない部分もあるかもしれない けれども、しかし、業務は今までと全く同じにやれよというのはこれ、私おか しいと思う。こういうことに対してね、やはり当然もう県に対して、いろいろ 市町村会だとか、あるいは知事会、市長会あたりからもそういう意見は出てる と思うんですけれども、やっぱりおかしいところはおかしいということで、県 に対してどんどん言ってもらいたいと思うんですけれども、それはやってるん ですよね。どうなんですか。

参事兼町民課長

直接そういった意見は町村会のほう、またはそういったところで、そういった動きというか、県のほうには、市町村に財政負担が生じないようにということで働きかけはされてるとは思います。ただ、その保険料自体、先ほど国のほうの運営方針ということを申されておりましたけども、これは県のほうでも運営方針というのを出します。これは来年の9月までに、県の国保運営協議会というのを立ち上げて、その運営協議会の中で、県としての国保の運営方針が出されますので、必ずしも国からの押しつけというようなことではなくて、あくまでも県としての運営方針ということになろうかと思います。以上です。

8 番 小 澤 町民への影響が私、非常に心配な部分があったと質問しましたけれども、やっぱりそういう情報をですね、なるべく早いときに、これからシミュレーションをされるということですから、少なくとも施行される半年前には、町民の皆さんにね、こういう形になりますよというものは示していただきたい。もう時間的にそれほどの余裕はないですよね。これから多分、それに基づいて幾つか

のシミュレーションをやって、そして、じゃあこれで行こうといった中で、県 との調整があったり、いろいろあって最終的に決まってくるのが、要するに来 年の8月、9月までに決まってないと、それから町民に対して国保税こうなり ますよということをやっていかないといけないでしょう。ぜひ、そういったス ケジュールでね、進めていっていただきたいと思います。

この都道府県化、要するに医療費などの抑制というものが一番の主眼になっ てきているわけですけれども、先ほど町長のほうから話もありましたけれども、 やっぱりこれから健康寿命を伸ばしていく、あるいは県が進めている未病対策 というものをですね、意識してやっていかないと、町の施策として意識的にこ の部分をやっていかないとね、やはり医者にかかる回数を減らしたり、あるい は病気になっても軽くて済む、そういうためにもですね、意識的に私はやって いく必要があろうかと思います。特にやっぱり高齢化の中で、体の弱い、ある いは今、転倒事故を起こすとどうしても寝たきりにつながるおそれがあるんで、 やっぱり今、町も健康体操やってますけれども、今言ったように自発的にそこ に参加した人たちが、OB・OGが、じゃあこれからも継続してやろうよとい うので今、文化センターもかなりそれでにぎわっているわけです。ただ、これ を私はね、もっと発展的に町が主導した中でもっと進めようよ。あるいは場所 の提供、もっと広いところ提供しようよ。あるいは今、筋トレだとか、あるい は火曜体操だとかヨガだとか太極拳だとかって、いろいろあるんで、そういっ たものが常時できるようなそういう場所の提供をしていく。あるいは、そうい った指導者を養成していく。また、健康器具をそろえてやる。こういうような 形でですね、町が意識的にそういう方向に町民を引っ張っていってもらいたい し、これは町がやれと言っているわけではないんです。町が方向性を示した中 で、そして今、そういった民間企業の中で、こういったものを主にやっている 企業がありますから、町は場所の提供をするだけで、運営はそういうところに やってもらえばいいわけですから。町の負担をできるだけ少なくしながら、そ して民間企業の活力を使っていく。こういうような形でね、進めていってもら いたいと思うんですけれども、その辺は町のほうとしてやっていく気があるの か、今までどおりでいくのか。その辺をちょっと御答弁をお願いします。

子育て健康課長 町民全体の健康という形で、子育て健康課のほうから。

今現在、例えば筋トレ教室なんかのOBの方ですと、店屋場地域集会施設を利用したり、町屋地域集会施設を利用したりということで実施されているんですけれども、地域集会施設自体は平均して月15日ぐらいの稼働率となっておりまして、なおかつその場合、例えば半日とか2時間とかという形でまだ空きがございますので、できればですね、そういう空いている地域集会施設を利用して広まっていくようなことを町としては考えているんですけれども。例えば、どこかの施設を使って一般の企業の人にそういう健康教室みたいなのをやってもらうとかというのはちょっと、今のところは考えてございません。

8 番 小 澤

これからは私、それが必要じゃないのかなと思ってます。今、確かにそうい った地域集会施設を使ったり、やってますよ。いいことですよ。いいことです。 それをやはり全町に広げていっていただきたいとは思ってます。だけど、松田 町として、やはりその健康寿命の延伸、元気で長生きする町としてね、そうい うものをやはり、よそに対してアピールできる場ではないのかなと。だから、 町がそういった政策として、そういうことを打ち出していってもいいんじゃな いのということなんです。そうしていかないと、やっぱり医療費の抑制のため に、これ非常に大事な部分になってきますね。確かに、生活習慣病だとか、治 していこう、あるいはまた、そういった年配の方に、現役をやめたOBの方に 社会参加への道を開いて、ボランティア活動として、今までやってきたことを 生かしていこうというような、そういった生きがいの部分も確かに大事なんで すけれども、やはり今、一番心配しているのは、健康でいたい、長生きしてい たい、あんまり医者にかかりたくない、こういうようなものをですね、私、こ の国保が都道府県化になるにつれて、もうはっきりと国・県のほうから医療費 抑制策を出してきなさいよと言われてるんですから。これをやらないと、松田 町の医療費が、これから上がっていくおそれがありますよね。医療費水準がも っと高くなっていく。山北町も今、それをうんと心配しているんです。そうい う面も含めてですね、私は取り組んでいただきたいと思いますけれども。担当 課長から話がありましたけども、やはり町を引っ張っていく町長・副町長、ど ちらかその辺に対する意気込みがありますか。

8 番 小 澤 今ここで言ったから、さあどうするといって、はい、こうしましょうというわけにはいかないんで。ただ、やはりこれから先に、やはりこういった高齢者の健康維持のために、今までのものでやっていくんじゃなくて意識的に、この松田町はこうなんですよということをね、やっぱり対外的に打ち出していくことも必要なのかなというように考えています。ぜひ、ひとつお願いしたいと思います。

いずれにしましても、今の国保、赤字が続いている国保が、これを改革していくということは、これはもう絶対避けて通れない部分だろうとは、私は思っています。そういう意味で公益化になることはいいことだと思っています。ただ、これがね、都道府県化することによって、行政にとって、町民にとって、どれだけのプラスが出てくるのか、この辺をしっかり検証していただきたいと思ってます。この行き詰まった国家財政を救済するために、このような改革が進められて、社会保障・社会福祉というものが骨抜きにされていくような改革であるならば、やはりちょっと、これおかしいぞということをですね、国に対して警鐘を鳴らしていく必要があるのかなというように思っています。ですから私は、やはりこのことに関して、町は県や国に対して、おかしいところはどんどん言ってっていただきたい。そのことを切にお願いをして、私の一般質問

を終わります。よろしくお願いします。

議 長 以上で、受付番号第9号 小澤啓司君の一般質問を終わります。

以上で、本日予定しました日程の全てが終了いたしましたので、本日の会議 はこれにて散会いたします。あすは午前9時より本会議を開きますので、定刻 までに御参集くださるようお願いいたします。

なお、この後、午後1時10分より主要工事箇所現地視察等を実施いたします ので、役場2階玄関前にお集まりください。御苦労さまでした。(11時43分)